

平成26年12月  
東京税関業務部

関係各位

医薬品等輸出入手続のシステム化に伴う  
「原本提出等要否判断のためのNACCSコード一覧表」の更新について  
(お知らせ)

本年11月25日(火)から、医薬品医療機器等法(旧薬事法)に係る医薬品等輸出入手続をシステムにより行うことが可能となりました。

当該手続がシステム化の対象となったことを受けて、「原本提出等要否判断のためのNACCSコード一覧表」を更新したものを東京税関のホームページに掲載しましたのでお知らせいたします。

「原本提出等要否判断のためのNACCSコード一覧表」

○東京税関ホームページアドレス

<http://www.customs.go.jp/tokyo/info/paperless.htm>

(参考)

「原本提出等要否判断のためのNACCSコード一覧表」以外の下記の資料について、内容に係る変更はありません。

- ・ 通関関係書類の電磁的記録による提出に係る事務処理について(輸入)
- ・ 通関関係書類の電磁的記録による提出に係る事務処理について(輸出)
- ・ G表示パターン表
- ・ 「整理表」電磁的記録により提出され、許可後等に原本(書面)の提出を要する減免戻し税関係書類の取扱い

**【問合せ先】**

東京税関業務部

・ 通関総括第1部門

電話：03-3599-6337

・ 航空総括部門

電話：03-3599-6524